



八戸市介護給付適正化計画

八戸市介護給付適正化計画

1 計画の目的

介護保険法第 117 条第 2 項第 3 号、第 4 号の規定により、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを事業者が適切に提供するように促すとともに、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼性を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資することを目的に作成するものです。

2 計画期間

八戸市高齢者福祉計画の計画期間と同じ令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間とします。

3 第 8 期八戸市高齢者福祉計画・第 5 期青森県介護給付適正化計画との関係

「介護保険事業に関する保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」及び「介護給付適正化計画に関する指針」を踏まえ、第 8 期八戸市高齢者福祉計画及び第 5 期青森県介護給付適正化計画と整合性を有するものとなっています。

4 第4期（平成30年度～令和2年度）の検証

(1) 主要5事業

「介護給付適正化の計画策定に関する指針について」及び「青森県介護給付適正化計画」により、着実に実施することとされた主要な事業です。

① 要介護認定の適正化				
事業の趣旨	すべての要介護認定に係る認定調査について、調査票を点検することにより、適切かつ公平な要介護認定の確保を図るために行うものです。			
実施方法	<p>市職員又は指定事務受託法人による認定調査及び、指定居宅介護支援事業所、介護保険施設及び個人調査員に委託して行う認定調査の結果について、保険者がすべての内容を確認し、必要に応じ照会や指導を行いました。</p> <p>また、調査員全体の技術力向上を目的として、県が実施する新任者・現任者研修への参加に加え、市独自に認定調査員等研修を実施したほか、認定調査員向けe-ラーニングシステムの活用を推奨しました。</p>			
目標	○認定調査票点検目標			
		H30	R 1	R 2
	目標件数	全件	全件	全件
	○認定調査員等研修会 年1回開催			
	○認定調査員向けe-ラーニングシステム 周知及び受講状況の定期的な確認			
実施状況	○認定調査票点検状況			
		H30	R 1	R 2（見込）
	実施件数	8,720件（全件）	8,903件（全件）	5,500件（全件）
	○認定調査員等研修会開催状況			
		H30	R 1	R 2（見込）
	実施日	H30.7.25	R1.7.24	未実施 ※
参加事業所数	75事業所	76事業所	—	
参加人数	75人	77人	—	
	※新型コロナウイルス感染拡大防止のため研修会の実施は中止としますが、留意点などの資料を配布し、認定調査員のスキルアップを図る予定です。			
	○認定調査員向けe-ラーニングシステム登録者数 110人（平成30年4月1日現在）⇒147人（令和2年4月1日現在）			
課題	業務分析データより、一部に一次判定の偏りがあると指摘がありました。効果的な認定調査票の確認や、認定調査員全体のスキルアップに向けた取組が必要です。			

② ケアプランの点検				
事業の趣旨	介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容について、保険者が点検及び支援を行うことにより、個々の受給者が真に必要なサービス提供を確保し、その状態に適合していないサービス提供を改善するものです。			
実施方法	アセスメントを重視し、自立支援に資するケアマネジメントの視点があるか、サービス導入の根拠があるか、介護支援専門員の「気づき」を促すよう居宅サービス計画の検証・確認を行いました。 ヒアリングシートを用いて効果的に多くの点検ができるよう工夫しています。			
目標	○ケアプラン点検目標 居宅介護支援事業所に対し、アセスメントを中心とした点検を行います。			
		H30	R 1	R 2
	目標件数	50件	50件	50件
実施状況	○ケアプラン点検状況			
		H30	R 1	R 2 (見込)
	絞り込み方法	福祉用具の貸与に係る相談等	有料老人ホーム他に併設の居宅介護支援事業所等	有料老人ホーム他に併設の居宅介護支援事業所等
実施件数	70件	84件	85件	
課題	点検時間の確保や実施体制の確立が困難となっています。介護支援専門員への効果的な点検内容のフィードバック方法の検討が必要です。			

		③ 住宅改修等の点検																																			
		(住宅改修の点検)		(福祉用具購入・貸与調査)																																	
事業の趣旨	<p>保険者が、住宅改修工事を行おうとする受給者宅の実態確認や工事見積書の点検、竣工時の訪問調査等を行って施工状況を点検することにより、受給者の状態に合わない必要以上の工事を防ぐものです。</p>	<p>保険者が、福祉用具利用者に対する訪問調査等を行って、福祉用具の必要性や利用状況等について点検や指導を行うことにより、受給者の身体の状態に応じた適切な福祉用具の利用を進めるものです。</p>																																			
実施方法	<p>居宅介護住宅改修の申請を受け、介護保険の対象となる住宅改修を初めて施工する業者や、改修箇所が多い工事等を抽出し、施工前若しくは施工後に訪問調査を行い、施工状況等を確認しました。</p> <p>また、建築士による専門的な視点に立った点検を実施しました。</p> <p>加えて、必要に応じリハビリテーション専門職への相談・調査同行を行いました。</p>	<p>住宅改修の訪問調査にあわせ、福祉用具の利用についても調査を行い必要に応じてリハビリテーション専門職への相談をする仕組みづくりをして、適正な利用の確認や指導を行いました。</p> <p>また、平成30年度より福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限が設定され、比較確認を行いました。</p>																																			
目標	<p>○訪問調査目標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標調査件数</td> <td>申請件数の1割又は30件</td> <td>申請件数の1割又は30件</td> <td>申請件数の1割又は30件</td> </tr> </tbody> </table> <p>○施工業者の登録制度導入 施工業者の登録制度を検討します。</p>		H30	R1	R2	目標調査件数	申請件数の1割又は30件	申請件数の1割又は30件	申請件数の1割又は30件	<p>○訪問調査目標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標調査件数</td> <td>10件</td> <td>10件</td> <td>10件</td> </tr> </tbody> </table>					H30	R1	R2	目標調査件数	10件	10件	10件																
	H30	R1	R2																																		
目標調査件数	申請件数の1割又は30件	申請件数の1割又は30件	申請件数の1割又は30件																																		
	H30	R1	R2																																		
目標調査件数	10件	10件	10件																																		
実施状況	<p>○訪問調査状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2(見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>申請件数</td> <td>238件</td> <td>275件</td> <td>210件</td> </tr> <tr> <td>調査件数</td> <td>30件</td> <td>31件</td> <td>申請件数の1割又は30件</td> </tr> </tbody> </table> <p>○施工業者の登録制度導入 類似都市の導入状況を確認するとともに、導入におけるメリット（業者へのお知らせ・指導が効率よく行える等）と、デメリット（事業所の登録手間・登録外事業所の場合一時的な被保険者の負担増）を比較した結果、見送る予定です。</p>		H30	R1	R2(見込)	申請件数	238件	275件	210件	調査件数	30件	31件	申請件数の1割又は30件	<p>○訪問調査状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2(見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>申請件数</td> <td>549件</td> <td>575件</td> <td>540件</td> </tr> <tr> <td>調査件数</td> <td>10件</td> <td>10件</td> <td>10件</td> </tr> </tbody> </table> <p>○貸与価格確認状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2(見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業所確認件数</td> <td>10件</td> <td>10件</td> <td>10件</td> </tr> </tbody> </table>					H30	R1	R2(見込)	申請件数	549件	575件	540件	調査件数	10件	10件	10件		H30	R1	R2(見込)	事業所確認件数	10件	10件	10件
	H30	R1	R2(見込)																																		
申請件数	238件	275件	210件																																		
調査件数	30件	31件	申請件数の1割又は30件																																		
	H30	R1	R2(見込)																																		
申請件数	549件	575件	540件																																		
調査件数	10件	10件	10件																																		
	H30	R1	R2(見込)																																		
事業所確認件数	10件	10件	10件																																		
課題	<p>ケアマネジャーが改修内容を十分に把握しておらず、施工業者任せになっているケースが見受けられます。</p> <p>ケアマネジャーが中心となり、住宅改修の必要性の検討や施工業者との意思疎通を図り、適正な住宅改修となるよう進めていくことが必要です。</p>	<p>利用者の状況の多様化から、複合的な機能を有する福祉用具も増えてきており、保険者としての適正の有無の判断が複雑化してきています。情報収集・分析能力を高めることが必要です。</p>																																			

④ 縦覧点検・医療情報との突合						
			(縦覧点検)		(医療情報との突合)	
事業の趣旨	受給者ごとに介護報酬の支払状況（請求明細書内容）を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行うことにより、適正なサービスの提供と介護費用の効率化、事業者の指導育成を図るものです。			受給者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い、医療と介護の重複請求の確認を行うものです。		
	実施方法	<p>○算定期間回数制限チェック※ 複数月にまたがる請求明細書を点検することで、算定回数の確認やサービス種類間の給付の整合性について確認を行いました。</p> <p>○単独請求明細書における算定期間回数制限チェック※ 単独月の請求明細書を点検することで、算定期間や回数の制限を超えて請求している場合等について確認を行いました。</p> <p>○重複請求縦覧チェック※ サービス受給日数が受給可能日数を超過している場合や、本来受給できないサービスを重複して請求している場合等について確認を行いました。</p> <p>○居宅介護支援請求におけるサービス実施状況チェック※ サービス実績がないにもかかわらず、サービス計画費の請求がある場合や、ケアプランとサービス実績が矛盾している場合等について確認を行いました。</p> <p>○入退所を繰り返す受給者チェック 初期加算の算定要件を満たしているか確認を行いました。併せて小規模多機能型居宅介護支援事業所については、要介護度変更時、月額包括報酬の算定要件を満たしているか確認を行いました。</p> <p>※青森県国民健康保険団体連合会（以下、国保連）への委託により実施</p>			<p>介護と医療の重複支給の可能性があるデータを抽出し、介護・医療の両事業所に事実確認を行いました（国保連への委託により実施）。</p>	
目標		H30	R 1	R 2	H30	R 1
	点検項目を拡充し、事業所へ返還事例を周知することで請求誤りの防止に努めます。	事業所へ返還事例を周知することで請求誤りの防止に努めます。	事業所へ返還事例を周知することで請求誤りの防止に努めます。	事業所へ返還事例を周知することで請求誤りの防止に努めます。	事業所へ返還事例を周知することで請求誤りの防止に努めます。	事業所へ返還事例を周知することで請求誤りの防止に努めます。

実施状況	【H30】							
	チェック項目	確認 件数	返還 件数	返還金額		H30	R 1	R 2 (見込)
	算定期間回数制限 チェック	1,849 件	128 件	845,488 円	確認 件数	93 件	74 件	80 件
	単独請求明細書に おける算定期間回 数制限チェック				返還 件数	13 件	4 件	10 件
	重複請求縦覧チェック				返還 金額	265,443 円	6,201 円	12,000 円
	居宅介護支援請求 におけるサービス 実施状況チェック							
	入退所を繰り返す 受給者チェック	601 件	0 件	0 円				
	【R1】							
	チェック項目	確認 件数	返還 件数	返還金額				
	算定期間回数制限 チェック	2,091 件	170 件	1,388,073 円				
	単独請求明細書に おける算定期間回 数制限チェック							
	重複請求縦覧チェック							
	居宅介護支援請求 におけるサービス 実施状況チェック							
	入退所を繰り返す 受給者チェック	613 件	2 件	8,120 円				
	【R2（見込）】							
チェック項目	確認 件数	返還 件数	返還金額					
算定期間回数制限 チェック	2,300 件	170 件	1,400,000 円					
単独請求明細書に おける算定期間回 数制限チェック								
重複請求縦覧チェック								
居宅介護支援請求 におけるサービス 実施状況チェック								
入退所を繰り返す 受給者チェック	650 件	5 件	10,000 円					
課題	委託により点検している項目は固定されていますが、委託以外の項目についても柔軟に点検する必要があります。また、請求誤りを未然に防ぐ取組が求められます。				委託により効率的に点検を行っていますが、今後は請求誤りを未然に防ぐ取組が求められます。			

⑤ 給付費通知				
事業の趣旨	<p>保険者から受給者本人（家族を含む）に対して、事業者からの介護報酬の請求及び費用の給付状況等について通知することにより、受給者や事業者に対して適切なサービスの利用と提供を普及啓発するとともに、自ら受けているサービスを改めて確認し、適正な請求に向けた抑制効果をあげるものです。</p>			
実施方法	<p>在宅サービス利用者のうち、任意の3か月間で支給限度額に対し80%～100%サービスを利用した要介護1から3の人を対象に、利用したサービスの種類、事業所名、利用金額等を記載した通知書を送付しました。</p>			
目標	H30	R 1	R 2	
	<p>支給限度額に対して一定以上の割合でサービスを利用している人を抽出して通知し、適切なサービス利用の啓発に努めます。</p>	<p>支給限度額に対して一定以上の割合でサービスを利用している人を抽出して通知し、適切なサービス利用の啓発に努めます。</p>	<p>支給限度額に対して一定以上の割合でサービスを利用している人を抽出して通知し、適切なサービス利用の啓発に努めます。</p>	
実施状況		H30	R 1	R 2（見込）
	送付件数	418人	443人	430人
	記載件数	1,637件	1,771件	1,700件
課題	<p>通知書の送付対象者・回数・実施方法についての見直しを行いました。サービス見直しや不適正な請求の判明に至ったケースはなく、引き続き、効果的な実施方法を検討していくことが必要です。</p>			

(2) 主要5事業以外の取組

	認知症加算や利用サービスの整合性についての点検	軽度者における福祉用具貸与条件についての点検																																
事業の趣旨	介護報酬の支払状況及び要介護認定情報をもとに、認知症加算の算定要件や介護報酬請求内容の整合性について点検することにより、適正なサービスの提供と介護費用の効率化、事業者の指導育成を図るものです。	要支援1～要介護1の軽度の要介護認定者で一定の条件を満たさず貸与を行っているケースを点検することにより、適正なサービスの提供と介護費用の効率化、事業者の指導育成を図るものです。																																
実施方法	<p>介護保険事業運営総合支援システムにより、介護報酬の支払状況と要介護認定情報を突合し、疑義のある請求について確認を行いました。(①)</p> <p>加えて、国保連から提供される帳票等を活用し、令和元年度には②・③を、令和2年度には④について確認を行いました。</p> <p>なお、①については、点検の都度一定数の過誤が見られたため、継続して実施していきます。</p> <p>①要介護認定時の主治医意見書で認知症高齢者の日常生活自立度が低い状態の人に認知症加算を算定していないか。</p> <p>②通所サービス利用者の人数と、それに対応して決定する請求区分が合致しているか。</p> <p>③認知症加算を算定している通所介護事業所において、総利用者に占める認知症高齢者の日常生活自立度が高い人の割合が一定基準以上であるか。</p> <p>④特定事業所集中減算届出書の内容と実際の給付実績が合致しているか。</p>	介護保険事業運営総合支援システムにより介護報酬の支払状況と要介護認定情報を突合し、条件を満たしていないケースについて確認を行いました。																																
目標	<table border="1"> <thead> <tr> <th>H30</th> <th>R 1</th> <th>R 2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福祉用具貸与費について重点的に点検を行います。また、事業所へ返還事例を周知することで、請求誤りの防止に努めます。</td> <td>通所系サービスについて重点的に点検を行います。また、事業所へ返還事例を周知することで、請求誤りの防止に努めます。</td> <td>訪問系サービスについて重点的に点検を行います。また、事業所へ返還事例を周知することで、請求誤りの防止に努めます。</td> </tr> </tbody> </table>	H30	R 1	R 2	福祉用具貸与費について重点的に点検を行います。また、事業所へ返還事例を周知することで、請求誤りの防止に努めます。	通所系サービスについて重点的に点検を行います。また、事業所へ返還事例を周知することで、請求誤りの防止に努めます。	訪問系サービスについて重点的に点検を行います。また、事業所へ返還事例を周知することで、請求誤りの防止に努めます。																											
H30	R 1	R 2																																
福祉用具貸与費について重点的に点検を行います。また、事業所へ返還事例を周知することで、請求誤りの防止に努めます。	通所系サービスについて重点的に点検を行います。また、事業所へ返還事例を周知することで、請求誤りの防止に努めます。	訪問系サービスについて重点的に点検を行います。また、事業所へ返還事例を周知することで、請求誤りの防止に努めます。																																
実施状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H30</th> <th>R 1</th> <th>R 2(見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>確認件数</td> <td>未実施</td> <td>①5事業所 47件 ②6事業所 ③6事業所 1,312件</td> <td>①2事業所 20件 ④2事業所</td> </tr> <tr> <td>返還件数</td> <td>—</td> <td>①5事業所 46件 ②0事業所 ③1事業所 27件</td> <td>①2事業所 20件 ④2事業所 818件</td> </tr> <tr> <td>返還金額</td> <td>—</td> <td>① 261,400円 ② 0円 ③1,116,250円</td> <td>① 175,400円 ④1,636,000円</td> </tr> </tbody> </table>		H30	R 1	R 2(見込)	確認件数	未実施	①5事業所 47件 ②6事業所 ③6事業所 1,312件	①2事業所 20件 ④2事業所	返還件数	—	①5事業所 46件 ②0事業所 ③1事業所 27件	①2事業所 20件 ④2事業所 818件	返還金額	—	① 261,400円 ② 0円 ③1,116,250円	① 175,400円 ④1,636,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H30</th> <th>R 1</th> <th>R 2(見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>確認件数</td> <td>5件</td> <td>4件</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td>返還件数</td> <td>4件</td> <td>2件</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>返還金額</td> <td>800円</td> <td>30,000円</td> <td>21,880円</td> </tr> </tbody> </table>		H30	R 1	R 2(見込)	確認件数	5件	4件	5件	返還件数	4件	2件	2件	返還金額	800円	30,000円	21,880円
	H30	R 1	R 2(見込)																															
確認件数	未実施	①5事業所 47件 ②6事業所 ③6事業所 1,312件	①2事業所 20件 ④2事業所																															
返還件数	—	①5事業所 46件 ②0事業所 ③1事業所 27件	①2事業所 20件 ④2事業所 818件																															
返還金額	—	① 261,400円 ② 0円 ③1,116,250円	① 175,400円 ④1,636,000円																															
	H30	R 1	R 2(見込)																															
確認件数	5件	4件	5件																															
返還件数	4件	2件	2件																															
返還金額	800円	30,000円	21,880円																															
課題	特定の加算やサービス種類の点検に偏っているため、適切な給付につながるよう多方面から点検する必要があります。																																	

5 事業ごとの目標

(1) 主要5事業

① 要介護認定の適正化									
実施方法	引き続き、全ての認定調査の結果について、保険者による点検等を実施します。また、調査員全体の技術力向上のため、継続して市独自の研修を実施するほか、e-ラーニングシステムの積極的な活用を更に促します。								
実施目標	○認定調査票点検目標								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R 3</th> <th>R 4</th> <th>R 5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>全件</td> <td>全件</td> <td>全件</td> </tr> </tbody> </table>		R 3	R 4	R 5	件数	全件	全件	全件
		R 3	R 4	R 5					
	件数	全件	全件	全件					
○認定調査員等研修会 引き続き、年1回開催し、事前に参加者から興味のあるテーマを聞くなどして、より効果のある研修会にします。									
○認定調査員向けe-ラーニングシステム 調査を委託している調査員は概ねシステムの登録が済んでいるため、受講状況の確認・勧奨を定期的に行い、受講率の向上に努めます。									

② ケアプランの点検								
実施方法	介護支援専門員が作成した居宅介護支援サービス計画、介護予防サービス計画について「自立支援に資するケアマネジメント」視点があるか、また居宅サービス計画の内容と請求結果との整合性等を確認します。 対象については、国保連介護給付適正化システムや、介護保険事業運営総合支援システム等を活用し抽出を行います。							
実施目標	○ケアプラン点検							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R 3</th> <th>R 4</th> <th>R 5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>80件</td> <td>80件</td> <td>80件</td> </tr> </tbody> </table>		R 3	R 4	R 5	件数	80件	80件
	R 3	R 4	R 5					
件数	80件	80件	80件					

③ 住宅改修等の点検																	
(住宅改修の点検)																	
(福祉用具購入・貸与調査)																	
実施方法	<p>住宅改修工事を施工する前に受給者宅の実態確認又は見積書等書類での点検を行うとともに、施工後の訪問調査又は施工写真等により、改修内容の点検を行います。</p> <p>また、建築士による専門的な視点に立った点検を引き続き実施し、必要に応じては、リハビリテーション専門職への相談・調査同行を行います。</p>																
実施目標	<p>○訪問調査</p> <p>施工現地を実際に調査することにより、受給者の状態にあった適正な施工内容であるか確認し、的確な指導を行うことで、施工業者や介護支援専門員に介護保険による住宅改修の制度をよく理解していただき、真に受給者の必要とする改修が行われるようにします。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>R 3</th> <th>R 4</th> <th>R 5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現 地 調査件数</td> <td>申請件数の 1割又は 30件</td> <td>申請件数の 1割又は 30件</td> <td>申請件数の 1割又は 30件</td> </tr> </tbody> </table> <p>○施工業者への事業概要周知</p> <p>介護保険による住宅改修の実績に乏しい施工業者に対し、事業概要や申請時の留意点を施工前に説明し、受給者の状態にあった適正な工事がスムーズに行われるようにします。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>R 3</th> <th>R 4</th> <th>R 5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不支給 件 数</td> <td>0件</td> <td>0件</td> <td>0件</td> </tr> </tbody> </table>		R 3	R 4	R 5	現 地 調査件数	申請件数の 1割又は 30件	申請件数の 1割又は 30件	申請件数の 1割又は 30件		R 3	R 4	R 5	不支給 件 数	0件	0件	0件
	R 3	R 4	R 5														
現 地 調査件数	申請件数の 1割又は 30件	申請件数の 1割又は 30件	申請件数の 1割又は 30件														
	R 3	R 4	R 5														
不支給 件 数	0件	0件	0件														
	<p>保険者による福祉用具利用者等に対する訪問調査等を行い、福祉用具の必要性や利用状況等を確認します。</p> <p>また、必要に応じては、リハビリテーション専門職への相談・調査同行を行います。</p> <p>加えて、引き続き、福祉用具貸与費について商品ごとに貸与価格の上限を超えるケースがないか点検を行います。</p>																
	<p>○訪問調査</p> <p>利用状況を実際に調査することにより、利用者の状態に適した福祉用具の利用となっているか確認し、的確な指導を行うことで、真に利用者の必要とする福祉用具が購入・貸与されるようにします。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>R 3</th> <th>R 4</th> <th>R 5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現 地 調査件数</td> <td>10件</td> <td>10件</td> <td>10件</td> </tr> </tbody> </table>		R 3	R 4	R 5	現 地 調査件数	10件	10件	10件								
	R 3	R 4	R 5														
現 地 調査件数	10件	10件	10件														

④ 縦覧点検・医療情報との突合														
	(縦覧点検)	(医療情報との突合)												
実施方法	引き続き、点検業務の一部を国保連へ委託することにより効率的に点検を行います。 また、国保連より給付実績をもとに提供される縦覧点検帳票を積極的に活用し、点検項目の拡充を図るとともに、事業所へ返還事例を周知することで請求誤りの防止に努めます。	引き続き、点検業務を国保連へ委託することにより効率的に点検を行うとともに、事業所へ返還事例を周知することで請求誤りの防止に努めます。												
実施目標	<table border="1"> <thead> <tr> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>点検項目を拡充し、事業所へ返還事例を周知することで請求誤りの防止に努めます。</td> <td>事業所へ返還事例を周知することで請求誤りの防止に努めます。</td> <td>事業所へ返還事例を周知することで請求誤りの防止に努めます。</td> </tr> </tbody> </table>	R3	R4	R5	点検項目を拡充し、事業所へ返還事例を周知することで請求誤りの防止に努めます。	事業所へ返還事例を周知することで請求誤りの防止に努めます。	事業所へ返還事例を周知することで請求誤りの防止に努めます。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業所へ返還事例を周知することで請求誤りの防止に努めます。</td> <td>事業所へ返還事例を周知することで請求誤りの防止に努めます。</td> <td>事業所へ返還事例を周知することで請求誤りの防止に努めます。</td> </tr> </tbody> </table>	R3	R4	R5	事業所へ返還事例を周知することで請求誤りの防止に努めます。	事業所へ返還事例を周知することで請求誤りの防止に努めます。	事業所へ返還事例を周知することで請求誤りの防止に努めます。
	R3	R4	R5											
点検項目を拡充し、事業所へ返還事例を周知することで請求誤りの防止に努めます。	事業所へ返還事例を周知することで請求誤りの防止に努めます。	事業所へ返還事例を周知することで請求誤りの防止に努めます。												
R3	R4	R5												
事業所へ返還事例を周知することで請求誤りの防止に努めます。	事業所へ返還事例を周知することで請求誤りの防止に努めます。	事業所へ返還事例を周知することで請求誤りの防止に努めます。												

⑤ 給付費通知							
実施方法	送付対象者やサービスの内容について、更なる絞り込みをするなど、効果的な実施方法を検討して実施します。						
実施目標	<table border="1"> <thead> <tr> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給限度額に対して一定以上の割合でサービスを利用している人を抽出して通知し、適切なサービス利用の啓発に努めます。</td> <td>支給限度額に対して一定以上の割合でサービスを利用している人を抽出して通知し、適切なサービス利用の啓発に努めます。</td> <td>支給限度額に対して一定以上の割合でサービスを利用している人を抽出して通知し、適切なサービス利用の啓発に努めます。</td> </tr> </tbody> </table>	R3	R4	R5	支給限度額に対して一定以上の割合でサービスを利用している人を抽出して通知し、適切なサービス利用の啓発に努めます。	支給限度額に対して一定以上の割合でサービスを利用している人を抽出して通知し、適切なサービス利用の啓発に努めます。	支給限度額に対して一定以上の割合でサービスを利用している人を抽出して通知し、適切なサービス利用の啓発に努めます。
	R3	R4	R5				
支給限度額に対して一定以上の割合でサービスを利用している人を抽出して通知し、適切なサービス利用の啓発に努めます。	支給限度額に対して一定以上の割合でサービスを利用している人を抽出して通知し、適切なサービス利用の啓発に努めます。	支給限度額に対して一定以上の割合でサービスを利用している人を抽出して通知し、適切なサービス利用の啓発に努めます。					

(2) 主要5事業以外の取組

実施方法	毎年一定数過誤が見られる、認知症加算と主治医意見書情報との整合性の確認及び、軽度者における福祉用具貸与条件についての点検を継続して行います。また、介護保険事業運営総合支援システムや国保連より提供される帳票等を活用し、点検項目の拡充を図ります
実施目標	一定の効果が認められる点検については継続して行うとともに、他の点検項目について拡充を図ります。また、事業所へ返還事例を周知することで、請求誤りの防止に努めます。